

# 定例教育委員会会議録

## 1 開会及び閉会日時

令和2年2月25日（月） 午前10時00分 開会  
午前11時15分 閉会

補填

## 2 開催場所

富士川町教育文化会館

## 3 出席及び欠席委員の氏名

出席委員 野中 正人 教育長 中村 高志 職務代理  
望月 正人 委員 秋山 悦彦 委員  
欠席委員 大森きよ子 委員

## 4 議場に出席した事務局の職員の職氏名

教育総務課長 中込 浩司 生涯学習課長 深澤 千秋  
教育施設整備統括監 渡辺 成昭 給食センター準備室長 大久保 公生  
社会教育担当リーダー 望月 大輔 総務学校担当リーダー 三好 健  
社会体育担当リーダー 石坂 裕樹

## 5 傍聴人及び報道

なし

## 6 教育長報告

令和2年1月24日から2月25日までの事務事業について報告

### 【報告の要旨】

#### (1) 第2次富士川町学校規模適正化基本方針について

1月下旬までパブリックコメントを実施、意見等はなく、2月10日に基本方針を町長に提出

#### (2) 伝統文化子ども教室発表会について 2月22日発表会（茶道・お琴）33人参加

#### (3) 中学3年生の高校受験について 前期試験1月30日、31日実施、7日発表

後期試験3月4日実施、3月12日発表

#### (4) 新年度の小学校入学児童・中学校入学生徒について

小学校109人 中学校115人

#### (5) 新年度の小中学校のクラス編成について

小学校 普通28 複式2 支援学級4

中学校 普通14 支援学級5

#### (6) 各種大会（表彰）について

県卓球協会会長賞ほか

【委員了知】

7 会議に付した議案

議案第1号 富士川町小中学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第2号 富士川町立小中学校共同学校事務室運営規程について

議案第3号 富士川町公民館運営規則の一部を改正する規則について

議案第4号 令和元年度一般会計補正予算（第10号）

※GIGA スクール構想について

8 議題となった動議を提出した者の氏名

なし

9 議事の概要

(1) 富士川町小中学校管理規則の一部を改正する規則について

議 長 事務局から説明を求める。

事 務 局 資料により説明する。

委 員 規則を作る前から共同事務はやっていたのか。

事 務 局 以前から実施はしていたが、改めて細部については、次の規程で定めた。

議 長 ただ今の提案で、よろしいか。

委 員 「異議なし」の声

【異議なし 可決】

(2) 富士川町立小中学校共同学校事務室運営規程について

議 長 事務局から説明を求める。

事 務 局 資料により説明する。

議 長 規程を作ることで、何か大きく変わることがあるか。

事 務 局 特には無い。

議 長 しっかり形にしておくことが大事だと思う。

ただ今の提案で、よろしいか。

委 員 「異議なし」の声

【異議なし 可決】

(3) 富士川町公民館運営規則の一部を改正する規則についてについて

議 長 事務局から説明を求める。

事 務 局 資料により説明する。

議 長 他の規則が変わったことよっての改正でよろしいか、また、公民館長は何人いるのか。

事 務 局 会計年度任用職員制度が来年度より始まるので、これに当てはまらない身分の者について、改めて規定したものである。また、公民館長は全部で15人となる。

議 長 　　ただ今の提案で、よろしいか。

委 員 　　「異議なし」の声

【異議なし 可決】

(4) 令和元年度富士川町一般会計補正予算（第10号）について

議 長 　　事務局から説明を求める。

事 務 局 　　資料により説明する。

事 務 局 　　資料により説明する。

議 長 　　このネットワーク整備はやらなければならないものなのか。

委 員 　　小1も使うことになるのか。難しいようにも思えるが。

事 務 局 　　令和5年度までには、一人一台持つことになる。それまでに教職員がやらなければならないことは多いと思う。また、PC操作を手伝う者も必要となるように思える。

議 長 　　ただ今の提案で、よろしいか。

委 員 　　「異議なし」の声

【異議なし 可決】

10 協議事項

(1) 学校スクールサポーターについて

議 長 　　事務局から説明を求める。

事 務 局 　　資料により説明する。

議 長 　　4月から随時募集とあるが、事業を始めるのはいつごろか。

事 務 局 　　募集状況にもよるが、4月中に募集者があれば学校と調整し、5月以降で出来るところから始めたいと考えている。

議 長 　　新聞記者に記事にしてもらい、周知するのも良いと思う

【委員了知】

(2) 舟運資料館の整備について

議 長 　　事務局から説明を求める。

事 務 局 　　資料により説明する。事務局ではなるべく早くオープン出来るよう準備を進めていきたい。

議 長 　　この場で決定することではないが、教育委員会としての方向性を出していきたいと思う。私もいろいろな人に意見を聞いたが、塩の華が適当だとの意見を多く聞いている。施設の目の前に、富士川が見えることでイメージが湧きやすいのだと思う。

委 員 　　比較資料を見ると、教育文化会館では距離が近いこと、面積が広いことその他は、塩の華の方が、利便性が高いと判断できると思う。

委 員 　　塩の華は場所が遠いと思えるが、毎日通う場所ではないので、ロケーションや駐車場を考えると、塩の華が良いと思う。

議 長 　　車で来る人が多いと思うので、駐車場の確保は必要だ。教育委員会

事務局 として、資料館の利用に適しているのは、塩の華ということによろしいか。ところで、スポーツミュージアムはどうなるのか。  
事務局 スポーツミュージアムは今のままでの展示を考えているが、増穂商業高校にバレーボールの矢野さんの展示物があるので、一緒に展示することを検討している。

【委員了知】

## 11 報告事項

### (1) 富士川町学校施設長寿命化計画について

議長 事務局から説明を求める。  
事務局 資料により説明する。  
議長 計画の内容は、今後の学校のあり方についての判断材料となるものなのか。  
事務局 現在の状況で施設を更新していく場合、多額の費用を掛けないよう改修するか、改築するか判断がされている。児童生徒数の減少から今後の統廃合を検討する上での判断材料となる。  
委員 40年間の計画は相当長いものであるが、費用の算出方法は何か。  
事務局 現在の文科省の補助金基準額を基に計算してあるので、費用については示された金額以上に多くなると考えられる。また、解体費の金額はこの中に入っていない。  
委員 長寿命化改修について、この改修を行うことで施設を長く使うことが出来るが、この40年計画の後は何のようになるのか。  
事務局 長寿命化改修後の期限に達した後は、改築することになるが、この計画は10年毎に見直しを行いながら、続けていかなければならない計画となります。

【委員了知】

## 12 その他

### (1) 新型コロナウイルス感染症について

議長 事務局から説明を求める。  
事務局 資料により説明する。卒業式については中止するのではなく、実施する方向で考えたい。明日、校長会を開いて規模を縮小するなどの対策を考える。  
議長 保護者に参加制限を加えるなど参加人数を減らした安全対策を考えて欲しい。

【委員了知】

### (2) 令和元年度末人事異動作業に係る地教委との最終話し合い

議長 事務局から説明を求める。  
事務局 今後の日程の中で説明する。

【委員了知】

(3) 年度末、年度始めの日程について

議 長 事務局から説明を求める。

事 務 局 資料により説明する。

【委員了知】

13 今後の日程について

事 務 局 資料により説明する。

【委員了知】

14 議決事項

議案第1号 富士川町小中学校管理規則の一部を改正する規則

議案第2号 富士川町小中学校共同学校事務室運営規則

議案第3号 富士川町公民館運営規則の一部を改正する規則

議案第4号 令和元年度一般会計補正予算（第10号）

15 その他教育長が必要と認めた事項

なし

16 その他

○会議規則第16条第1項による会議の次第は別紙のとおり。

○次回教育委員会 定例会 3月25日（水）午前10時

会議録署名

教 育 長

署名委員

署名委員

# 教 育 委 員 会 定 例 会 次 第

日時：令和2年2月25日（火）午前10時～

会場：富士川町教育文化会館 3階会議室

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 教育長の報告
- 5 議 題
  - (1) 富士川町小中学校管理規則の一部を改正する規則について
  - (2) 富士川町立小中学校共同学校事務室運営規程について
  - (3) 富士川町公民館運営規則の一部を改正する規則について
  - (4) 令和元年度一般会計補正予算（第10号）
    - ※GIGA・スクール構想について
- 6 協議事項
  - (1) 学校スクールサポーターについて
  - (2) 舟運資料館の整備について
- 7 報告事項
  - (1) 富士川町学校施設長寿命化計画について
- 8 その他
  - (1) 新型コロナウイルス感染症について
  - (2) 令和元年度末人事異動作業に係る地教委との最終話し合い
  - (3) 年度末、年度始めの日程について（確認）
- 9 今後の日程について
- 10 閉 会

1、第2次富士川町学校規模適正化基本方針について

昨年11月まで検討し取りまとめてきた、第2次富士川町学校規模適正化基本方針(案)について、令和元年12月から令和2年1月までの間パブリックコメントを行い、意見を求めました。寄せられた意見はなかったことから、1月定例教育委員会で基本方針の最終決定を取りまとめ、2月10日志村町長に基本方針の提出を行いました。今後は、町とともに統合の時期、学校の設置場所について検討を進めていくこととします。

2、伝統文化子ども教室発表会について

2月22日に伝統文化子ども教室発表会が行われ、33人の子どもたちがこれまでの成果を発表しました。第17回を数える本年度の教室は、茶道とお琴の教室を開催し、茶道教室には小学1年から高校1年までの20人が、お琴クラブには小学1年生から中学1年生まで13人の参加者がありました。発表会には、大勢の保護者などが集まり、10か月間練習してきた琴の演奏やお茶のお点前を披露することができました。

3、中学3年生の高校受検について

前期入試は、1月30日・31日に実施され、2月7日に合格者の発表がありました。後期試験は3月4日に実施予定で、合格発表は3月12日となっております。

○学年人数 増穂中学校 76人 鵜沢中学校 17人

○公立高校前期入試合格内定者数

増穂中学校受検者 20人 内定者数 19人

鵜沢中学校受検者 10人 内定者数 9人

○私立高校合格者(単願)

増穂中学校 12人

鵜沢中学校 1人

○公立学校後期入試出願者数

増穂中学校 後期出願者 44人(私立併願者15人)(定時制1人)

未定1人

非受検者0人

鵜沢中学校 後期出願者 6人(私立併願者4人)

通信制1人

非受検者0人

4、新年度の小学校入学児童・中学校入学生徒について

令和2年度に管内小中学校へ入学する児童・生徒の見込みは次の通りです。

増穂小学校 95人

増穂南小学校 2人

鵜沢小学校 12人 小学校の入学合計は、109人(昨年74人)

増穂中学校 93人

鰺沢中学校 22人 中学校の入学合計は、115人(昨年143人)となりました。

#### 5、新年度の小中学校のクラス編成について

令和2年度の各小中学校のクラス編成見込みは次の通りです。

増穂小学校 普通学級 20学級 支援学級 3学級 (知的1・自情2) 昨年と同

増穂南小学校 普通学級 2学級 複式学級 2学級 昨年と同

鰺沢小学校 普通学級 6学級 支援学級 1学級 (自情1)  $\Delta 1$

小学校の学級数は、34学級

※うち、普通学級 28・複式 2・支援学級 4 (知的1・自情3)

増穂中学校 普通学級 11学級 支援学級 3学級 (知的1・自情1・難聴1) +1

鰺沢中学校 普通学級 3学級 支援学級 2学級 (自情1・難聴1) 昨年と同

中学校の学級数は、19学級

※うち、普通学級 14・支援学級 5 (知的1・自情2・難聴2)

#### 6、各種大会の結果

○増穂中学校・鰺沢中学校各種大会・表彰者 (別添のとおり)

各種表彰関係報告

増穂中学校

月日	大会名	部活名	種目	成績	氏名	学年
2月2日	県中学生新人駅伝大会	陸上	学校対抗の部男子	6位	増穂中学校A	1・2年
2月8日	県中学生ソフトテニス冬季研修大会	ソフトテニス	男子団体	3位	増穂中学校	1・2年
2月1日			女子団体	3位	増穂中学校A	1・2年
2月11日	県冬季中学卓球大会	卓球	男子団体	優勝	増穂中学校	1・2年
			女子団体	3位		
2月15日	支部対抗中学生ソフトテニス大会	ソフトテニス	男子団体	3位	増穂中学校	1・2年
2月15日	県中学生ソフトテニス大会	ソフトテニス	シングルス戦	準優勝	河住 昌悟	1年
1月10日	県卓球協会表彰	卓球	—	会長賞	石原 颯希	3年
					入倉 楓	3年
					堀内 七海	3年
2月12日	教育祭県下小中学校書きぞめ大会	—	—	県特選	河澄 光咲	中1
					小林 真子	中1
					長澤 和未	中1
					石原 航希	中2
					遠藤 とも	中2
					山形 笑佳	中2
					石原 颯希	中3
1月30日	西関東吹奏楽連盟表彰	吹奏楽	—	—	浅川 さくら	中3
1月30日	県吹奏楽連盟表彰	吹奏楽	—	—	門脇 一花	中3
					池上 海華	中3
					佐藤 凜夢	中3
					望月 愛美	中3
					渡邊 善美	中3

鯉沢中学校

月日	大会名	部活名	種目	成績	氏名	学年
1月23日	教育祭県下小中学校書きぞめ大会	—	—	県特選	芦澤 奈歩	1年
					志村 遙彦	1年
					長田 桃枝	3年

月 日	時間	場 所	内 容
1月24日	10:00	教育文化会館	定例教育委員会
"	19:00	身延総合文化会館	峡南地区子育て学習会
25日	10:00	市川三郷町	市川三郷町生涯学習センター(図書館・体育館)オープン
27日	10:00	議場	臨時議会(給食センター債務負担行為)
28日	13:00	教育事務所	年末人事地教ヒヤリング(地教委)
28日	19:30	役場本庁舎	ゆずの里「絶景ラン&ウォーク大会」小委員会
29日	13:00	町内	文化財防火査察(7箇所)
30日・31日		県内各高校	前期試験
2月1-2日		大阪府	町スポーツ推進委員研修
1日	14:30	文化ホール	町制10周年記念「俳句大国がゆく」
3日	18:00	町民会館駐車場	月の観察会①
4日	18:00	町民会館駐車場	月の観察会②
5日	10:00	教文館	学校経営研究会(校長会)
6日	17:00	いち柳ホテル	ユネスコ協会新春サロン
7日	13:30	昭和町	県教育長会定期総会・研修会
9日	10:00	文化ホール	町民文化祭 芸能フェスティバル 文化功労者表彰
10日	11:00	いち柳ホテル	令和元年度受章(賞)祝賀会
12日	13:00	教育事務所	年末人事地教ヒヤリング(地教委)
"	15:00	役場会議室	富士川町友好都市選考委員会
"	16:00	社協	社会福祉協議会理事会
"	19:30	教育文化会館	町民体育館基本計画検討委員会
13日	13:00	教育センター	指導重点説明会
15日-16日		静岡県	スポーツ協会本部役員県外研修
16日	9:00	鰺沢中学校体育館	第54回町民卓球大会
17日	15:00	役場会議室	新庁舎建設町民懇話会
19日	15:00	南巨摩合同庁舎	峡南地域教育推進協議会理事会
"	14:00	須玉ふれあい館ホール	市町村教育委員会連合会総会・春季研修会
22日	10:00	町民会館	伝統文化子ども教室発表会
23日	10:00	鰺沢中学校体育館	軽スポーツ教室(フラハールハレーホール・輪投げ体験)
"	10:00	南アルプス市	第10回町民ボウリング大会
25日	10:00	教育文化会館	定例教育委員会

富士川町立小中学校管理規則の一部を改正する規則

富士川町立小中学校管理規則(平成 22 年富士川町教育委員会規則第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条の 2 を第 14 条の 3 とし、第 14 条の次に次の 1 条を加える。

(共同学校事務室)

第 14 条の 2 教育委員会は、その指定する 2 以上の学校に係る事務を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、共同学校事務室を置くことができる。

- 2 共同学校事務室に、室長その他必要な職員を置く。
- 3 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。
- 4 共同学校事務室の室長及び職員は、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもって充てる。
- 5 前 3 項に定めるもののほか、共同学校事務室に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



## 富士川町立小中学校共同学校事務室運営規程

### (趣旨)

第1条 この訓令は、富士川町立小中学校管理規則(平成22年富士川町教育委員会規則第10号)第14条の2第5項の規定に基づき、富士川町立小中学校共同学校事務室(以下「共同学校事務室」という。)における、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

- 第2条 富士川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、学校における事務の適正化及び効率化を図るため、共同学校事務室を設置する。
- 2 教育委員会は、共同学校事務室を実施する学校のうち、事務の共同処理の中心となり運営する学校(以下「拠点校」という。)及び拠点校と連携して業務を行う学校(以下「連携校」という。)を指定する。
  - 3 共同学校事務室は、拠点校及び連携校の事務職員をもって組織する。
  - 4 室長は、前項に規定する事務職員のうち、事務主幹又は事務幹をもって充てる。ただし、事務主幹及び事務幹が配置されていない場合は、教育委員会が任命する。
  - 5 拠点校は、室長を置く学校とする。
  - 6 室長に事故あるとき、又は室長が欠けたときは、教育委員会があらかじめ指名する事務職員がその職務を代理する。
  - 7 拠点校の校長は、共同学校事務室を監督する。

### (所掌事務)

第3条 共同学校事務の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる職務のうち、共同で行うことにより適正化及び効率化が図られる事務に関すること。
- (2) その他共同学校事務室において共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものと認められること。

### (共同学校事務室協議会の設置)

第4条 教育委員会は、共同学校事務室の円滑な運営を行うため、富士川町立小中学校共同学校事務室協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 町立小学校及び中学校の校長
  - (2) 町立小学校及び中学校の事務職員
  - (3) 教育長
  - (4) 教育総務課長
  - (5) 教育総務課の職員

- 3 協議会に会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、拠点校の校長とし、副会長は、教育総務課長をもって充てる。
- 5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 協議会の庶務は、室長が行う。
- 8 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか、共同学校事務室に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

小中学校事務職員の職務表

(1) 学校事務職員が積極的に参画する職務

区 分	職務内容	具体的な職務内容の例示
学校経営	学校企画運営に関すること	・学校企画運営に関わる会議への参画 ・学校予算委員会の企画及び運営
	学校事務全般に関すること	・学校事務の職務全般に係る教職員への助言
	校内諸規程の整備に関すること	・校内諸規程の制定及び改廃
	教育活動の支援に関すること	・教育課程を実施するための予算執行及び決算
	危機管理に関すること	・児童生徒の安全確保のための環境改善
	施設環境整備に関すること	・施設の整備計画への参画

(2) 学校事務職員がつかさどる基本的な職務

区 分	職務内容	具体的な職務内容の例示
-----	------	-------------

人事・給与	人事事務に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用・退職・転出入関係事務</li> <li>・その他人事関係事務</li> </ul>
	服務事務に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・服務関係諸願・届・報告等</li> </ul>
	給与に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与等の支給に関する事務</li> <li>・諸手当の認定事務・報告</li> </ul>
	旅費に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費予算の執行計画及び管理</li> <li>・旅費の請求及び支給に関する事務</li> </ul>
総務	情報管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員に係る情報の管理及び活用</li> </ul>
	文書管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の収受、配付、発送、整理、保存、廃棄等</li> </ul>
	調査統計に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校基本調査等調査統計事務</li> </ul>
	監査・検査に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査及び検査に関する事務</li> </ul>
学務	学籍に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転出入等学籍に関する事務</li> </ul>
	就学・修学保障に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学援助及び就学奨励に関する事務</li> <li>・その他就学及び修学に関する事務</li> </ul>
	教科書に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書に関する事務</li> </ul>
財務	学校予算に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校予算の要求、編成、執行計画、決算及び報告</li> </ul>
	経理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校予算の執行及び経理</li> <li>・学校予算に係る各種帳簿、証拠書類等の整理及び保管</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年又は学級事務への支援</li> </ul>
	財務管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備の維持管理に関する事務</li> <li>・備品、物品の出納及び管理</li> </ul>
福利厚生	福利厚生に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立学校共済組合及び互助会に関する事務</li> <li>・公務災害に関する事務</li> <li>・その他福利厚生に関する事務</li> </ul>
連携・渉外	共同学校事務室に関すること	・共同学校事務室への参画及び推進
	地域との連携に関すること	・教育委員会、地域等との連絡調整
その他	その他の職務に関すること	・所属長が指示すること

(3) 事務主任以上が(2)に加えてつかさどる職務

区 分	職務内容	具体的な職務内容の例示
総務	情報管理に関すること	・情報公開及び個人情報保護についての助言
財務	経理に関すること	・学年又は学級事務への助言
	財務管理に関すること	・施設整備の維持管理に関する助言

(4) 事務主査以上が(2)及び(3)に加えてつかさどる職務

区 分	職務内容	具体的な職務内容の例示
学校経営	学校事務全般に関すること	・学校事務の職務全般に係る教職員への指導
総務	情報管理に関すること	・情報公開及び個人情報保護についての指導
財務	経理に関すること	・学年又は学級事務への

		指導
連携・渉外	共同学校事務室の運営に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同学校事務室内の事務連携、企画、連絡調整等</li> <li>・ 事務幹の補佐及び連携推進</li> <li>・ 近隣校への事務支援</li> </ul>

(5) 事務幹以上が(2)、(3)及び(4)に加えてつかさどる職務

区分	職務内容	具体的な職務内容の例示
連携・渉外	共同学校事務室の経営に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同学校事務室において共同処理する事務の総括</li> <li>・ 共同学校事務室内の事務職員への指導助言</li> <li>・ 学校事務職員未配置校への支援</li> <li>・ 職務に関する地区の諸課題改善に向けた取組</li> <li>・ 教育委員会その他関係諸機関に意見具申し、効率的な共同学校事務室体制の整理</li> <li>・ 共同学校事務室に係る事務のうち、教育委員会が別に定める事務について専決すること</li> </ul>
	地域との連携に関する事	教育事務所、教育委員会その他関係機関との渉外
人材育成	人材育成に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務職員の資質向上に向けた研修の企画</li> </ul>

(6) 事務主幹以上が(2)、(3)、(4)及び(5)に加えてつかさどる職務

区分	職務内容	具体的な職務内容の例示
----	------	-------------

<p>連携・渉外</p>	<p>共同学校事務室の総括及び推進に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同実施する事務の進捗状況の把握、指導及び調整</li> <li>・ 全県的視野から共通の課題又は問題点について必要な指導及び助言</li> </ul>
<p>人材育成</p>	<p>人材育成に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リーダーの育成</li> <li>・ 研修体制の整備について、県教育委員会及び町教育委員会に意見具申を行うこと</li> </ul>

富士川町公民館運営規則の一部を改正する規則

富士川町公民館運営規則(平成22年富士川町教育委員会規則第13号)

の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第6条第2項を次のように改める。

2 館長及び主事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第6条に次の1項を加える。

4 館長及び主事の報償の額は、別表第2に定めるところによる。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第6条関係)

区分	報償の額	
	年額	
地区公民館長	年額	24,000円
〃 主事	年額	24,000円

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

富士川町公民館運営規則新旧対照表

新	旧												
<p>(地区公民館の事業)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の地区公民館は、別表第1に定める。</p> <p>(地区公民館の職員)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 館長及び主事の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>3 略</p> <p>4 館長及び主事の報償の額は、別表第2に定めるところによる。</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>別表第2(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報償の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地区公民館長</td> <td style="text-align: center;">年額 24,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">// 主事</td> <td style="text-align: center;">年額 24,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報償の額	地区公民館長	年額 24,000円	// 主事	年額 24,000円	<p>(地区公民館の事業)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の地区公民館は、別表 〃 に定める。</p> <p>(地区公民館の職員)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 館長及び主事は、非常勤とし、任期を2年とし、再任を妨げない。</p> <p>3 略</p> <p>〃</p> <p>別表 〃 (第3条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報償の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地区公民館長</td> <td style="text-align: center;">年額 〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">// 主事</td> <td style="text-align: center;">年額 〃</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報償の額	地区公民館長	年額 〃	// 主事	年額 〃
区分	報償の額												
地区公民館長	年額 24,000円												
// 主事	年額 24,000円												
区分	報償の額												
地区公民館長	年額 〃												
// 主事	年額 〃												

令和元年度 一般会計補正予算要求（第10号 3月定例議会提出）

教育総務課

（歳入）

15款) 国庫支出金 2項) 国庫補助金 4目) 教育費国庫補助金	
3節) 学校管理費補助金	
公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金	44,340千円
22款) 町債 1項) 町債 4目) 教育債	
1節) 学校教育施設等整備事業債	
町内小中学校校内通信ネットワーク整備事業	54,700千円

（歳出）

10款) 教育費 1項) 教育総務費 1目) 教育委員会費	
8節) 報償費 (確定により減)	△200千円
10款) 教育費 1項) 教育総務費 2目) 学校費	
13節) 委託費	
町内小中学校校内通信ネットワーク整備等設置設計	2,816千円
町内小中学校校内通信ネットワーク整備等設置工事監理	924千円
14節) 使用料及び賃借料 (確定により減)	△650千円
15節) 工事請負費	
町内小中学校校内通信ネットワーク整備等設置工事	95,700千円
18節) 備品購入費 (確定により減)	△2,530千円
19節) 負担金、補助 (確定により減)	△1,650千円
及び交付金	
20節) 扶助費 (確定により減)	△1,020千円
10款) 教育費 2項) 小学校費 1目) 増穂小学校管理費	
11節) 需用費 (確定により減)	△700千円
10款) 教育費 2項) 小学校費 2目) 増穂小教育振興費	
14節) 使用料及び賃借料 (確定により減)	△750千円
20節) 扶助費 (確定により減)	△200千円
10款) 教育費 2項) 小学校費 7目) 鯉沢小管理費	
11節) 需用費 (確定により減)	△650千円
10款) 教育費 3項) 中学校費 1目) 増穂中管理費	
11節) 需用費 (確定により減)	△500千円
10款) 教育費 3項) 中学校費 2目) 増穂中教育振興費	
14節) 使用料及び賃借料 (確定により減)	△600千円

20 節) 扶助費 (確定により減)	△350 千円
10 款) 教育費 3 項) 中学校費 4 目) 鯉沢中学校管理費	
11 節) 需要費 (確定により減)	△400 千円
10 款) 教育費 6 項) 学校給食費 3 目) 増穂中学校給食費	
11 節) 需要費 (確定により減)	△200 千円

令和元年度 一般会計補正予算要求（第10号 3月定例議会提出）

生涯学習課

（歳入）

【社会教育担当】

14 款) 使用料及び手数料	1 項) 使用料	5 目) 教育使用料	
1 節) 社会教育施設使用料	町民会館使用料		234 千円
17 款) 財産収入	1 項) 財産運用収入	1 目) 財産貸付収入	
1 節) 財産貸付収入	町有地貸付収入		1 千円
21 款) 諸収入	3 項) 雑入	3 目) 雑入	
1 節) 雑入	町民会館太陽光発電売電料		61 千円

【社会体育担当】

14 款) 使用料及び手数料	1 項) 使用料	1 目) 総務使用料	
1 節) 行政財産使用料	利根川公園プール駐車場使用料		84 千円
14 款) 使用料及び手数料	1 項) 使用料	5 目) 教育使用料	
2 節) 社会体育施設使用料	社会体育施設使用料		254 千円
20 款) 諸収入	3 項) 雑入	3 目) 雑入	
1 節) 雑入	体育館解体工事補償金		5,884 千円

（歳出）

【社会教育担当】

10 款) 教育費	4 項) 社会教育費	1 目) 社会教育総務費	
13 節) 委託料	(確定により減)		△451 千円
10 款) 教育費	4 項) 社会教育費	2 目) 公民館費	
7 節) 賃金	(確定により減)		△130 千円
10 款) 教育費	4 項) 社会教育費	2 目) 公民館費	
8 節) 報償費	(確定により減)		△100 千円
10 款) 教育費	4 項) 社会教育費	2 目) 公民館費	
12 節) 役務費	町民図書館電話料		35 千円
10 款) 教育費	4 項) 社会教育費	4 目) 文化財保護費	
7 節) 賃金	(確定により減)		△200 千円

【社会体育担当】

10 款) 教育費	5 項) 保健体育費	1 目) 保健体育総務費	
	19 節) 負担金、補助 及び交付金	県外大会出場補助	830 千円
10 款) 教育費	5 項) 保健体育費	2 目) 社会体育施設費	
	7 節) 賃金	(確定により減)	△1,140 千円
	8 節) 報償費	(確定により減)	△80 千円
	12 節) 役務費	(確定により減)	△110 千円
	13 節) 委託料	(確定により減)	△420 千円
	18 節) 備品購入費	(確定により減)	△3,200 千円
11 款) 災害復旧費	4 項) 文教施設災害復旧費	1 目) 社会体育施設費災害復旧費	
	15 節) 工事請負費	(確定により減)	△3,390 千円

## GIGA スクール構想について

学校における高速大容量のネットワーク環境(校内 LAN)の整備を推進するとともに、全学年の児童生徒 1 人 1 台の端末を持ち十分に活用できる環境を一体的に整備するもの。

【令和元年度補正予算案（令和元年 12 月 13 日 閣議決定）】

(1) 校内通信ネットワーク整備事業

(a) 令和元年度補正予算の場合

補助率：1/2

補正予算債：100%充当（60%交付税措置）

実質負担：全体事業費の 20%

(b) 文科省において令和元年度補正予算を繰り越し、令和 2 年度事業として実施する場合

補助率：1/2

学校教育施設等整備事業債：75%充当（70%交付税措置）

財源対策債：15%充当（50%交付税措置）

実質負担：全体事業費の 20%（事業実施年度に一般財源の支出有り（5%））

※富士川町教育委員会は、3 月補正予算にネットワーク整備に係る予算を計上。

(2) 児童生徒 1 人 1 台端末の整備事業(R2～R5 年度)

現行の「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画(R1～R4 年度)」に基づく地方財政措置(児童生徒 3 人に 1 台端末整備)を超えて、児童生徒 1 人 1 台端末を整備するために必要な台数が補助対象となる。なお、令和 5 年度までの補助事業である。

補助率：端末 1 台につき上限 4.5 万円（設定費等は対象外）

※教育委員会としては、令和 2 年度に LAN 整備を実施し、環境が整った令和 3 年度から令和 5 年度に整備していくことを考えている。

### 町内小中学校におけるタブレット整備台数

	児童生徒数	児童生徒数 × 2/3	児童生徒数 × 1/3	整備台数 (R1 現在)
増穂小	542	361	181	80
増穂南小	22	14	8	13
鰍沢小	108	72	36	36
増穂中	298	198	100	105
鰍沢中	67	44	23	40
合計	1,037	689	348	274

## 令和2年度 富士川町スクールサポーター募集要領

富士川町教育委員会

富士川町教育委員会では、町内小中学校の児童生徒の学力向上や学校生活の充実を目的として、児童生徒の学習や生活を支援していただくボランティアスタッフを募集します。富士川町スクールサポーターは、「寄り添い」や「見守り」を活動の基本としています。多くの皆様にスクールサポーターとしてご参加いただきたいと思いますと考えております。

### 1. 対象者

町内小中学校の児童生徒への教育支援に対して、お手伝いしてみたいと思いの方、専門の知識技能をお持ちの方、教職員の経験がある方や大学生の方は、富士川町スクールサポーターとしての登録をお願いいたします。

### 2. 募集期間

令和2年4月から随時登録を受け付けます。

### 3. サポート（お手伝い）内容

スクールサポーターは、学校教職員又は、教育委員会職員の指示や指導の下に、町内小中学校において、主に以下の活動内容をお願いしたいと考えております。

- ①児童生徒への学習及び、学校生活の支援（寄り添い）
- ②プログラミングや外国語授業における専門知識や技術を活かしたお手伝い
- ③校外学習、遠足などにおける付き添い（養護教諭の替わり）
- ④中学校生徒の部活動へのお手伝い（小学生の吹奏楽クラブも含む）
- ⑤学校敷地内の環境美化作業（小学校農園の維持管理）
- ⑥児童生徒の登下校時の見守り活動

### 4. 登録方法

スクールサポーターの登録を希望される方は、登録申込書（別紙）に必要事項を記入し、教育委員会教育総務課窓口までご持参ください。募集要項及び登録申込書は教育委員会にあります。また、富士川町のホームページからダウンロードすることもできます。

※登録申込書に記入された情報は、富士川町スクールサポーター事業の目的以外には使用いたしません。

## 5. 派 遣

スクールサポーターに登録された方には、学校からのサポート内容と登録者のご都合を教育委員会教育総務課において調整し、教育総務課からサポートの依頼をさせていただきます。サポート活動をしていただく場合は、事前にサポート内容と注意事項をご理解いただくための説明会に参加していただきます。

なお、各学校からの支援内容の需要状況によっては、お手伝いのご案内が来ない場合もあります。

## 6. 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、富士川町教育委員会教育総務課までご連絡ください。連絡先：TEL0556-22-5361

# 富士川町スクールサポーター登録申込書

ふりがな 氏名	きょういく たろう 教育 太郎	性 別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	生年月日 平成 2年 2月 2日生( 31歳)
住所	〒( 400 - 0506 ) 富士川町鯉沢1639番地1			
	自宅電話 ( 0556-22-5361 )			
携帯電話		メールアドレス	kyouiku@town.fujikawa.lg.jp	
職業等	※お勤めをされている方は勤務先(職業)、大学生は大学名・学部学年を記入して下さい。また、地域での役職等がありましたらご記入ください。 公務員			
サポート内容	<p>・寄り添い・見守り活動 ( <input type="radio"/> ) 学習や生活の補助 ( <input type="radio"/> ) 登下校の見守り 「 小学校低学年生 授業での補助 「地区名、場所 鯉沢地区自宅周辺 」</p> <p>・学習等のお手伝い ( <input type="radio"/> ) 教科・お手伝いの内容&lt;小学校&gt; ( <input type="radio"/> ) 部活動のお手伝い 「 社会・生活 地域の行事(祭り) 「活動名、種目 吹奏楽(ホルン、チューバ)」 ( <input type="radio"/> ) 教科・お手伝いの内容&lt;中学校&gt; ( ) 環境美化のお手伝い 「 理科 化学と物理 」 「 学校周辺のごみ拾い」</p> <p>※各種項目のお手伝いの「 」には、「パソコン」、「自然観察」、「校外学習」、「外国語」、「手話」、「読み聞かせ」など、お手伝いしていただける内容をご記入下さい。 ( <input type="radio"/> ) 各種項目のお手伝い 「 パソコンの操作など」</p> <p>・その他のお手伝い 学園祭での展示物の作成お手伝い ※その他には、上記以外でお手伝いしていただける内容をご記入下さい。</p> <p>・教職員免状、取得資格の名称 中学校 国語、看護師資格 ※教員免許をお持ちの方は、「校種・教科」を記入して下さい。</p>			
サポートできる日	<p>※サポートしていただける日を具体的に記入して下さい。 ※例として：○曜日の午後、○曜日～○曜日の○時から○時まで 毎週月曜日、午後2時から4時の間、日曜日の午前中</p>			

<p>富士川町教育委員会 教育長 殿</p> <p style="text-align: center;">富士川町スクールサポーター事業の趣旨を理解し、スクールサポーターとして登録します</p> <p style="text-align: center;">令和      年      月      日</p> <p style="text-align: right;">氏名(自筆) <span style="float: right;">印</span></p>
---

※本申込書に記入された情報は、富士川町スクールサポーター事業の目的以外には使用いたしません。  
 ※学校からの支援内容の需要状況によって、お手伝いのご案内が出来ない場合がありますので、ご了承ください

## 舟運資料館として活用が考えられる既存施設の比較

	塩の華	教育文化会館
建築年 (築年数)	平成14年建築 (築18年)	昭和37年建築 (築58年)
空き要因	中部横断道全線開通に伴い、用途変更を検討中	新庁舎建設に伴い、教育委員会が移動
時期	R3年度から空き施設となる可能性有り	R7年度から空き施設となる可能性有り
耐震基準 ( $I_s$ 値0.72以上)	適合(昭和56年以降の建築のため)	耐震診断が未実施のため正確な数値は不明だが建築年数から推測すると不適の可能性が高い
面積	302㎡(瀬音含まず) 【参考】 ・「扇屋」(売店) 169㎡ ・「事務室」 29㎡ ・2階「加工室」 70㎡ ・2階「休憩室」等 34㎡	461㎡(百合子記念館含まず) 【参考】 ・1階事務室 130㎡ ・1階収納庫、更衣室 30㎡ ・2階研修室、談話室 58㎡ ・3階会議室、準備室 179㎡
外観	蔵造り	外壁に富嶽三十六景
ロケーション	目の前を富士川が流れる スポーツミュージアムが隣接されている	図書館から徒歩で移動可能 小原屋原田商店が近い
駐車場	普通車約60台(うち障がい者用2台) 大型バスは別に4台スペース有	普通車4台程度 大型バスは困難

### 《評価》

- ・塩の華は耐震基準を満たしており、施設が空く時期も教育文化会館に比べると早くなることが見込まれ資料館整備に早く着手できる
- ・床面積は、教育文化会館のほうが広いが3フロアに分かれており、階段しかないので利便性は低い
- ・塩の華は、お蔵造りで高瀬舟も外壁に記されているので舟運資料館のイメージに合う外観である
- ・教育文化会館は図書館から徒歩での移動が可能で図書館利用者との相乗効果が見込まれる
- ・塩の華は駐車場が広く、小中学生の総合学習等で利用できる資料館整備を考えると利便性が高い

月日	教育長	課長	担当リーダー	担当
主任		中込浩		

教義第4371号  
令和2年2月20日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿  
各 教 育 事 務 所 長

山梨県教育委員会教育長  
(公印省略)

卒業式及び修学旅行等の学校行事における感染症対策について（依頼）

新型コロナウイルスに感染した事例が、国内で相次いで報告されている中、学校における感染症対策に万全を期すことが重要となってきています。各学校では、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底、日常の健康管理や発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応等に取り組んでいるところですが、大勢の人に接する機会の増える卒業式及び修学旅行等の学校行事におきましては、改めて下記の内容について可能な範囲での対応を検討してください。地域、学校の状況に応じて適切な対応が取られますように、最新の関連情報を確認の上、児童生徒の安全確保に細心の注意を払っていただくようお願いします。

市町村（組合）教育委員会におかれましては、管下の小・中学校に周知するとともに、適切な対応が取られますよう指導をお願いします。

教育事務所にあつては、承知おきます。

記

- 1 卒業式等への対応
  - ・大勢の人が長時間同じ空間にいる場合には、こまめな換気を実施する。
  - ・会場の入り口にアルコール消毒液を設置する。
  - ・手洗いや咳エチケット、マスクの着用等の感染症対策について、児童生徒及び参加者に注意喚起するとともに、発熱や咳等の風邪の症状がある場合の対応について事前に周知する。
  - ・状況に応じて、時間短縮、簡素化、参加者の限定等を行う。
- 2 修学旅行等への対応
  - ・国や県、旅行会社等からの情報をもとに、関係者との協議を踏まえ、旅行先、日程等の変更を含め、旅行における具体的な感染症対策を講じる。
  - ・実施方法等、旅行における学校の対応について、児童生徒及び保護者への説明を行う。

○関連情報ホームページ

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

義務教育課  
義務教育指導監 齊藤 功  
Tel: 055-223-1764  
Fax: 055-223-1759



令和元年度末及び令和2年度当初の学校等行事予定表（◆教育委員会用）

【◇R2.2.25(火)現在】※順不同・敬称略

※祝辞は下線者です。

3/1 (金)		県立高校卒業式	増穂商業	9:40 集合	10:00 開式	
			甲府工業	9:40 集合	10:00 開式	
			巨摩高校定時制	17:40 集合	18:00 開式	
3/4 (水) 13:00		教員人事地教委協議	峡南教育事務所	(※現地へ集合)		
3/5 (木) 13:00		同上	峡南教育事務所	(※現地へ集合)		
3/11 (水)	8:40 集合	9:00 開式	増穂中卒業式	<u>町長</u> ・大森・秋山		
	8:35 集合	9:00 開式	鰍沢中卒業式	<u>教育長</u> ・副町長・中村・望月		
3/19 (木)	8:40 集合	8:50 開式	増穂小卒業式	<u>町長</u> ・望月		
	9:00 集合	9:20 開式	増穂南小卒業式	<u>中村</u> ・副町長・秋山		
	8:40 集合	9:00 開式	鰍沢小卒業式	<u>大森</u> ・教育長		
4/2 (木)	9:00 開会	着任教職員・教育委員初顔合わせ会 (教育文化会館) ◇教育委員全員				
4/6 (月)	9:30 集合	10:00 開式	増穂小入学式	<u>教育長</u> ・中村		
	9:45 集合	10:00 開式	増穂南小入学式	<u>町長</u> ・大森		
	9:45 集合	10:00 開式	鰍沢小入学式	<u>望月</u> ・副町長・秋山		
4/7 (火)	13:40 集合	14:00 開式	増穂中入学式	<u>秋山</u> ・副町長・教育長・大森		
	8:40 集合	9:00 開式	鰍沢中入学式	<u>町長</u> ・中村・望月		
4/7 (火)	18:30 開会	校長教頭歓送迎会 (いち柳ホテル)				
4/22(水)	13:30	峡南地区教育委員会連合会	総会 (理事会は 11:00 から)	道の駅富士川		
5/22(金)	13:30	峡南地区教育委員会連合会	第1回理事会 (教育4者要望活動)	早川町		
5/28(木)~29(金)		関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会 : 群馬県太田市				

月 日	時 間	場 所	内 容
2月25日	10:00	教育文化会館	定例教育委員会
"	13:30	役場会議室	一般社団法人ふじかわ社員総会
26日	9:00	教育文化会館	臨時校長会(コロナウイルス)
28日	15:30	町民会館	給食物資納入者契約打合せ会
3月1日	8:30	いきいきスポーツ公園	スポーツレクリエーション祭
"	10:00	各高等学校	県立高校卒業式
"	15:00	巨摩高校	定時制卒業式
3日	9:30	教文館	学校経営研究会
4日	13:00	教育事務所	教職員人事最終話し合い(1日目)
"	19:30	教育文化会館	スポーツ推進審議会
"		各高校	公立高校後期募集検査
5日	13:00	教育事務所	教職員人事最終話し合い(2日目)
"	13:00	教育事務所	教職員人事書類作成
6日	10:00	議場	議会開会・提案
"	15:30	教育文化会館	舟運調査委員会
7日	13:30	文化ホール	「読書に親しむ」朗読発表会
8日	10:00	文化ホール	町制10周年記念式典
9日	9:00	議場	町議会一般質問
10日	10:00	議場	町議会質疑
"	13:00	町内	議会現地視察
"	19:30	教育文化会館	社会教育・公運審委員の会
11日	9:00	増中・鰻中	中学校卒業式
12日	13:30	教育文化会館	小中学校事務共同実施研究会
"		各高校	公立高校合格者発表
13日	10:00	ふじかわ分校	わかば支援学校ふじかわ分校卒業式
12-13日	9:00	役場会議室	予算特別委員会
14日	7:00	大法師公園	大法師公園清掃作業
15日	9:00	ふれあいスポーツ公園	かじまるスポーツクラブ ウォーキング・ロードレース大会
16日	19:30	役場会議室	子ども子育て会議
17日	9:00	教育文化会館	充指導主事地教委報告
"	10:00	役場会議室	予算特別委員会(全体会)
19日		増小・南小・鰻小	小学校卒業式
"	19:00	保健福祉センター	医療業務計画医師打合せ会
23日	10:00	議場	町議会討論・採決・閉会
"	14:30	町長室	役場職員人事異動内示
24日	13:30	町民会館	老壮大学閉講式
25日	10:00	教文館	定例教育委員会
		各学校	年度末人事異動発表